

(2020年4月1日適用)

## ＜名銀＞NEWパソコンサービス（VALUX 対応版）利用規定

### ＜共通編＞

#### 1. サービス内容

(1) ＜名銀＞NEWパソコンサービス（以下「本サービス」といいます）は、本サービス所定の申込手続きを完了した契約者（以下「契約者」といいます）がパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「パソコン」といいます）により、VALUX専用ソフトを使用、インターネットに接続して、次の各種取引等が利用できるサービスです。なお、本サービスで利用できる各種取引等は、契約者によって異なる場合があります、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

##### ①取引照会サービス

あらかじめ指定された当行本支店の契約者名義の口座（以下「照会口座」といいます）の残高等の照会を行う取引。

##### ②資金移動（振込・振替）サービス

あらかじめ指定された当行本支店の契約者名義の口座のうち、契約者が指定した口座（以下「支払指定口座」といいます）よりご依頼金額を引落しのうえ、契約者が指定した当行国内本支店および当行以外の金融機関の国内本支店の口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する取引。

##### ③その他当行が定めるサービス。

(2) 各サービスの詳細については、本規定の「取引照会・資金移動サービス編」によるものとします。

(3) 本サービスを利用するに際して利用できるパソコンの機種は当行所定のものに限りま

#### 2. VALUXについて

本サービスを利用するには、契約者が㈱NTTデータの提供する端末認証サービス「VALUX（バリュックス）」を契約したうえで利用するものとします。また、利用するにはVALUX専用ソフトが必要です。

「VALUX」は、㈱NTTデータの登録商標です。

- (1) 「VALUX」及び「VALUX接続ID」の利用・契約等に関する取扱いについては㈱NTTデータの定めによるものとします。
- (2) VALUXセンターの障害、「VALUX」の契約解除その他の事情により「VALUX」が利用できないことにより発生した損害については、当行はその責任を負いません。
- (3) 「VALUX」の利用にあたって、VALUXセンターがVALUXクライアント証明書を識別したうえで特定した接続IDを当行へ通知、または当行コンピュータと通信をおこない、照会サービス、資金移動（振込・振替）サービスを利用した場合は、VALUXクライアント証明書・接続IDにつき不正使用その他の事情により発生した損害については、当行はその責任を負いません。

#### 3. 利用対象者

- (1) 本サービスを利用するには、本規定の内容を十分に理解し、その内容が適用されることを承諾した上で当行所定の申込書に所定事項を記載し、申込手続きを行っていただくものとします。
- (2) 本サービスの利用申込者は次の各号全てに該当する方とします。
  - ①法人、法人格のない団体（権利能力なき社団）または個人事業主の方
  - ②当行本支店に普通預金口座、または当座預金口座をお持ちの方
- (3) 当行は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
  - ①利用申込時に虚偽の事項を届けたことが判明したとき
  - ②その他、当行が利用を不相当と判断したとき
- (4) 利用申込の承認後であっても、利用申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当行はその承諾を取り消す場合があります。ただし、承諾が取り消された場合でも、契約者は本サービスの利用により既に発生した義務については本規定に従って履行する責任を免れないものとします。また、その場合に生じた損害について、当行は責任を負わないものとします。

(5) 当行が申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの申込書につき偽造、変造、盗用その他事故等があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

#### 4. リスクの承諾

契約者は当行が提供するマニュアル、パンフレット、ホームページ等に記載されている当行所定のセキュリティ対策、盗聴等の不正利用対策、および本人確認手段について承知し、そのリスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの措置にもかかわらず盗聴等の不正利用があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負わないものとします。

#### 5. 利用口座

- (1) 契約者はあらかじめ、申込書により当行本支店における契約者名義の口座（以下「利用口座」という）を届出るものとします。なお、利用口座として登録できる口座数は、当行所定の口座数とします。また、利用口座の科目は、当行所定の科目に限るものとします。なお、営業所名、支社名および支店名等が異なる場合または、当行の取引支店が異なる場合は、同一法人であっても利用口座に登録することはできません。
- (2) 契約者は、利用口座の同一名義人の同一取引支店内における普通預金または当座預金の何れか1口座を、基本手数料決済口座・振込（取扱い）手数料決済口座・照会振込資金決済口座（ANSER）としてそれぞれ届出るものとします。また、利用口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。
- (3) 当行は、利用口座として登録できる口座数および口座の科目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### 6. 利用時間

本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた利用日・利用時間内とします。なお、利用時間は利用するサービスにより異なる場合があります。ただし、当行はこの利用時間を契約者に事前に通知することなくこれを変更する場合があります。なお、当行の責めによらない回線工事・障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。

#### 7. 利用手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、契約者は当行所定の基本手数料ならびにこれに係る消費税等相当額を、毎月、あらかじめ指定された基本手数料決済口座から当行所定の方法により引き落としします。なお、振込手数料（消費税含む）は別途必要です。また、本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネットの接続料金、パソコンその他機器等については、契約者が負担するものとします。
- (2) 本サービスにより資金移動（振込・振替）を行う場合は、当行所定の振込手数料（消費税含む）を当行所定の方法であらかじめ指定された振込（取扱い）手数料決済口座から引落します。
- (3) 当行は前項(1)(2)の手数料の引落しにあたっては、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、名銀カード（ローン用）規定、名銀ご繁盛カード（ローン用）規定、各種当座貸越規定等にかかわらず通帳・カード・払戻請求書または当座小切手及び借入請求書の提出は不要とし当行所定の方法により引落とすものとします。
- (4) 当行は前項(1)(2)の手数料およびその支払方法を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。利用手数料以外の本サービスに係る諸手数料についても、新設または改定する場合があります。

#### 8. 本人確認及び取引の依頼

- (1) 契約者はあらかじめ当行所定の申込書により、契約者本人であることを確認するための暗証番号を当行宛に届出るものとします。
- (2) 当行で受信した暗証番号があらかじめ当行に登録された暗証番号と一致した場合に、当行は次の事項を確認できたものとして、送信者を契約者とみなします。
  - ①契約者の有効な意思による申込であること
  - ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること
- (3) 本サービスによる取引の依頼は、上記(2)に従った本人確認方法により、契約者が取引に必要な事項を当行の指定する方法で正確に当行に伝達して行うものとします。当行は契約者があらかじめ取引を指定した口座で依頼された取引を利用します。

- (4) 当行は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、契約者に依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当行の指定する方法で確認した旨を当行に伝達してください。当行はそれを確認した時点で該当取引の依頼が確定したものとし、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。受付完了画面で確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。万一、取引内容に不明な点がある場合または、その内容が確認できなかった場合は、直ちにその旨を当行取引店またはE Bセンターに連絡してください。
- (5) 依頼内容について、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、当行が保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。
- (6) 依頼内容の変更または取消は、契約者が、当行所定の方法により行うものとします。なお、当行への連絡時期、依頼内容等によっては、変更または取消ができないことがあります。

## 9. 解約・一時停止等

- (1) 本規定に基づく解約は、当事者の一方の都合でいつでも通知することにより解約することができます。ただし、当行に対する解約通知は当行所定の申込書により行うものとします。なお、解約の届出は、当行の解約手続きが完了した後に有効となります。解約手続き完了前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引において未処理のものがある場合等、当行が必要と認めた場合については、即時解約ができない場合があります。なお、当該手続きには本規定が適用されます。
- (3) 契約者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約時に全額を支払うものとします。
- (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (5) 本サービスが解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負わないものとします。
- (6) 利用口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。
- (7) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行はいつでも契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本規定に基づく契約を解約できるものとします。
- ①支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始その他その後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき
  - ②手形交換所の取引停止処分又はでんさいネットの支払不能・利用停止・契約の解除等に関する処分等を受けたとき
  - ③住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき
  - ④相続の開始があったとき
  - ⑤支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき
  - ⑥1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
  - ⑦解散その他営業活動を休止したとき
  - ⑧本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届出たことが判明したとき
  - ⑨必要な事項を記載した郵送物が不着あるいは受取拒絶等で返却されたとき
  - ⑩電子証明書や各種パスワードを不正に使用したとき
  - ⑪法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき
  - ⑫本規定に違反したとき
  - ⑬その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
  - ⑭本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有

すること

- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑮本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
  - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E その他AからDに準ずる行為

- (8) 当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

## 10. 禁止行為

- (1) 契約者は本規定に基づく契約者の権利および預金等を譲渡、質入れ等することはできません。
- (2) 契約者は本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとします。また、当行は契約者が本サービスにおいて以下の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。
- ①公序良俗に反する行為
  - ②犯罪的行為に結びつく行為
  - ③他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
  - ④他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
  - ⑤他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為
  - ⑥他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為
  - ⑦本サービスの運営を妨げるような行為
  - ⑧当行の信用を毀損するような行為
  - ⑨その他当行が不適当・不適切と判断する行為

### 11. サービスの追加・廃止及び規定の変更

- (1) 本サービスに今後追加される取引または機能について、契約者は新たな申込無しに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部の取引または機能についてはこの限りではありません。
- (2) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で周知することにより変更・廃止できるものとし、この変更・廃止によって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスの追加・廃止時には、事前に当行のホームページ等により告知のうえ、本規定の内容を変更する場合があります。この場合、当行ホームページ上に表示します。契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定を確認のうえまたは、取引店にお問い合わせのうえご利用ください。
- (4) 本規定の変更日は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 12. サービスの休止

当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な理由がある場合は、利用時間中であっても契約者に連絡することなく本規定にもとづくサービスを一時停止または中止することができるものとします。この休止の時期等については、当行のホームページ等により知らせるものとします。

### 13. 契約者情報の取扱

契約者は本サービスの申込時に届出した情報、利用履歴及びその他本サービスの利用に伴う取引情報を、当行が次の目的のために、業務上必要な範囲内で使用することをあらかじめ承諾するものとします。

- ①商品、サービスの企画・開発
- ②ダイレクトメール等の発送
- ③契約者の管理
- ④その他本サービスを向上させるために必要な行為

#### 14. 契約期間

本規定に基づく当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

#### 15. 通知手段

当行は契約者に対し、当行からの通知・確認・案内等を行う場合があります。契約者は当行からの通知・確認・案内等の手段として、郵便、電話等が利用されることに同意するものとします。

#### 16. 届出事項の変更

- (1) 暗証番号及び利用口座等本サービス及び、預金口座等に関して、契約者は届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により届出るものとします。また変更の届出は、当行の変更手続きが完了した後に有効となります。なお、この届出前に生じた損害については、契約者が責任を負うものし、当行は責任を負いません。
- (2) 契約者が届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当行はその責任を負わないものとします。
- (3) 当行は、変更内容を審査し、本サービスの提供を中止または解約する場合があります。なお、その場合に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 当行が契約者にあてて通知・照会・確認を発信または送付書類を送付した場合には、本条の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 17. 免責事項等

- (1) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆回線、専用電話回線等の通信経路ならびにインターネット網において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) コンピュータウイルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (5) 契約者は本サービスの利用にあたり契約者自身が所有管理するパソコン等の端末を利用し、機器及び通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当行は本規定によりパソコン等の端末が正常に稼動することを保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (6) 本サービスの利用に関してその他当行の責によらない事由により契約者に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (7) 契約者が本規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は該当契約者に対して、その損害賠償を請求できるものとします。

#### 18. 海外からの利用

- (1) 本サービスは、国内からのご利用に限るものとし、契約者は海外からのご利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。
- (2) 海外からのご利用により契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 19. 移管

- (1) 利用口座を契約者の都合で移管する場合、本規定に基づく契約は解約となります。移管後も本サービスを利用いただく場合には、移管後の口座であらたに契約の手続きを行ってください。
- (2) 利用口座が店舗の統廃合等、銀行の都合で移管された場合には、原則として、本規定に基づく契約は新しい取引店に移されます。ただし、契約者に連絡のうえ個別の対応とさせていただきますのでご了承ください。

#### 20. 関係規定の適用・準用

本契約に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。なお、これらの規定をご希望の場合は当行本支店の窓口にご来店ください。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されます。

#### 21. 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当行本支店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

### <取引照会・資金移動サービス編>

#### 22. 取引照会サービス

- (1) 取引照会サービスの内容  
取引照会サービスとは、契約者のパソコンからの依頼に基づき、利用口座のうち、契約者が指定する口座の、当行所定の時点における残高および当行所定の期間における取引の口座情報を提供するサービスです。
- (2) 提供内容の変更・取消  
振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、当行は既に提供した口座情報について変更または取消を行うことがあります。なお、このような変更または取消のために生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 23. 資金移動（振込・振替）サービス

- (1) サービス内容  
契約者は「利用口座」を支払指定口座として、振込資金または振替資金（以下、「振込振替資金」といいます）を引落しのうえ、当行本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます）あてに、資金移動（振込依頼、または振替処理）を行うことができるサービスです。
- (2) 振込・振替の定義  
「振込」・・・支払指定口座と入金指定口座が異なる当行本支店および他行にある場合、または異なる名義の場合における資金移動をいいます。  
「振替」・・・支払指定口座と入金指定口座が同一店かつ同一名義の場合の資金移動をいいます。
- (3) 資金移動（振込・振替）サービスの方式  
契約者は、当行所定の申込書により、受取人番号を付した入金指定口座を事前に当行に対し登録を依頼し、端末機の画面上で受取人番号を入力し振込依頼、または振替処理を行う方式（以下「事前登録方式」といいます）と、依頼の都度振込先を指定する「都度指定振込」の2種類の依頼方法があります。
- (4) 振込限度額  
資金移動（振込・振替）サービスにおける支払指定口座1口座からの1取引あたりの振込限度額は、あらかじめ契約者が当行に届出た金額の範囲内とします。ただし、この限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、申込書の振込限度額記入欄に記入がない場合は、当行所定の金額を振込限度額とします。当行は事前に通知することなくこの限度額を変更することがあります。限度額を超えた取引依頼については、当行は受付する義務を負いません。
- (5) 資金移動（振込・振替）の利用日  
契約者が当日中に資金移動（振込・振替）を行う場合は、当日扱いの当行所定時間内に送信するものとします。当行は受信した時点の当日を受付日とし、受付日当日を振込日として取扱います。これ以外の時間に送信依頼したものは、当行所定の方法により、翌営業日日付の資金移動（振込・振替）として受付します。
- (6) 取引の成立  
①本規定<共通編>8. 本人確認及び取引の依頼(4)の確定時に、振込振替資金を当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、名銀カード（ローン用）規定、名銀ご繁盛カード（ローン用）規定、各種当座貸越規定等にかかわらず通帳・カード・払戻請求書または当座小切手及び借入請求書の提出を省略のうえ、支払指定口座から当行所定の方法により引落します。  
②資金移動（振込・振替）契約は、当行が振込振替資金を引落した時に成立するものとします。  
③資金移動（振込・振替）契約が成立した場合、当行は依頼内容にもとづいて、当行所定の方法で振込または振替の手続きを行います。

- ④次のいずれかに該当する場合、資金移動サービスによる振込・振替の取引はできません。
- イ．振込金額または振替金額が支払指定口座から払戻することのできる金額（当座貸越等のご融資を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合
  - ロ．支払指定口座（利用口座）あるいは、入金指定口座が解約されている場合
  - ハ．契約者より支払指定口座に関する支払禁止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を完了している場合
  - ニ．入金指定口座に対して、口座名義人から入金禁止の手続がとられている場合
  - ホ．差押等やむを得ない事情のため、当行が振込・振替を取扱うことが不相当と認めた場合
  - ヘ．申込書にて、利用口座について資金移動サービスの利用申込を届出しなかった場合

(7) 振込先口座の確認

①振込先口座確認の内容

振込先口座確認は都度指定振込による依頼を受け付けた際に振込先口座の实在確認および入力された受取人名と振込先口座名義人が符合するかの確認をします。

②取扱時間

振込先口座確認の取扱時間は、当行所定の時間とします。ただし、この取扱時間内でも振込先金融機関が取扱いをしていない場合には確認はできません。また、当行は取扱時間を変更する場合があります。

③振込先口座確認の停止

- イ．振込先口座確認実施時に、振込先口座の口座番号の誤入力（振込先口座が存在しなかった場合）を連続して行い、誤入力の連続回数が当行所定の回数に達した場合は、以後振込先口座確認を停止します。
- ロ．振込みを行わずに振込先口座の確認を当行所定の回数以上連続して行なうと、以後振込先口座確認を停止します。

④振込先口座確認停止の解除

前記③により振込先口座確認が停止された場合、当行所定の手続きにより解除の依頼があり、当行がやむを得ないと判断した場合のみ、振込先口座確認停止の解除をします。

(8) 振込手数料の引落とし

資金移動（振込・振替）サービスについての当行所定の振込手数料ならびにこれに係る消費税等相当額の引落としにあたっては、本規定<共通編>7. 利用手数料等によるものとし、1ヶ月分取りまとめの上合算して、当行所定の日、支払指定口座から当行所定の方法により引落とし（後取扱い）するものとします。

(9) 取引内容の確認

振込または振替の取引後は、すみやかに該当する預金通帳への記帳または、当座勘定照合表により、取引内容を照合して下さい。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

(10) 依頼内容の取消および訂正・組戻し

- ①取引依頼の確定後にパソコンによる取消・訂正・組戻しはできません。
- ②振込の取引において、依頼内容の確定後に契約者が、その依頼内容を訂正または組戻しを依頼する場合には、支払指定口座のある当行本支店の窓口において当行所定の手続により取扱います。この場合、前記<共通編>7. 利用手数料等の振込手数料ならびにこれに係る消費税等相当額は返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料ならびにこれに係る消費税等相当額をいただきます。
- ③当行は、契約者からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。
- ④組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の支払指定口座に入金します。
- ⑤上記3号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料ならびにこれに係る消費税等相当額は返却いたしません。

以上